

平成二十八年法律第七十三号

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害者慰金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為(日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。)のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらない(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。

4 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。

5 この法律において「国外犯罪被害者慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害者慰金又は国外犯罪被害者慰金等(以下「慰金」といふ)をいう。

(国外犯罪被害者慰金等の種類等)

第三条 国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族(当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、国外犯罪被害者慰金等を支給する。

(国外犯罪被害者慰金等の種類等)

第四条 国外犯罪被害者慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に對して、一時金として支給する。

一 国外犯罪被害者慰金 国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二 国外犯罪被害者見舞金 国外犯罪行為により障害が残つた者(遺族の範囲及び順位)

第五条 国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族は、国外犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国外犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意

に死亡させた者は、国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外犯罪被害者慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害者慰金等を支給しないことができる。

一 国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

二 国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。

三 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他当該国外犯罪被害につき国外犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害者慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の制限)

第七条 国外犯罪被害者慰金等は、当該国外犯罪被害者又はその遺族が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しない。

(国外犯罪被害者慰金等の額)

第八条 国外犯罪被害者慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

2 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、国外犯罪被害者慰金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 国外犯罪被害者見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり百万円とする。

(裁定の申請)

第九条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

一 申請の時に於いて日本国内に住所を有する場合 その者の住所を管轄する公安委員会

二 申請の時に於いて日本国内に住所を有しない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める公安委員会

イ いずれかの市町村(特別区を含む。ロにおいて同じ。)の住民基本台帳に記載されたことがある場合 その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する公安委員会

ロ いずれかの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない場合 その者の本籍地を管轄する公安委員会

2 前項第二号に掲げる場合における同項の申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として国家公安委員会規則・外務省令で定める地域にあつては、国家公安委員会規則・外務省令で定める者とする。次条及び第十四条において「領事官」といふ。)を経由して行うことができる。

3 第一項の申請(以下「申請」といふ。)は、当該国外犯罪被害の発生を知つた日から二年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができ

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしななければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

別表(第二条關係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 六 両上肢の用を全廢したもの
- 七 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 八 両下肢の用を全廢したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの